



マイナンバーカードの申請・受取はお早めに!

市民課マイナンバー係 ☎(63)2129

令和6年12月2日から、健康保険証が廃止され、マイナンバーカードを保険証としてご利用いただくこととなります。12月前後はマイナンバーカードの申請や交付で混み合うことが予想されますので、早めの手続きをお願いします。

まだ申請していない人

- ・市民課やコミュニティセンターで手続きができます。本人確認書類を持ってお越しください(写真はその場で撮影できます)。
- ・個人番号カード交付申請書がお手元にある人は、インターネットで申請が可能です。申請書右下の二次元コードから、申請してください。

申請済みで、まだ受け取っていない人

交付通知書表面の【受け取り場所】でお受け取りいただけます。必ずご本人が、以下の書類をもってお越しください。

- ・交付通知書はがき・通知カード(お持ちの人のみ)・本人確認書類

申請・受取の際にお持ちいただく本人確認書類 (A~Cのいずれか)

- A 公的身分証明書(顔写真あり)×1点
例) 免許証、パスポート等
- B 公的身分証明書(顔写真なし)×2点
例) 保険証、介護保険証等
- C 公的身分証明書(顔写真なし)×1点
+ 診察券、預金通帳など×1点

※受け取りの際、交付対象者が15歳未満の場合は、法定代理人(父母)も同行してください。その際は、本人に加えて法定代理人のA 2点またはA 1点+B 1点が必要です。

※寝たきりなど、申請会場に行くのが困難な人を対象に、市職員が自宅に訪問し、申請・交付をしています。詳しくは、市民課マイナンバー係までお問い合わせください。

大切な森林を守るために — 森林環境税の課税が始まります —

森林環境税について…税務課市民税係 ☎(63)2112

森林環境譲与税について…林政課木のまち推進係 ☎(63)2186

森林の適性管理や整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、平成31年に森林環境譲与税と森林環境税(国税)が創設されました。

森林環境譲与税の交付は令和元年度に先行開始されていますが、令和6年度から森林環境税の課税が開始されます。



◎森林環境税は誰がどのように納めるのか?

国内に住所がある人が、個人住民税均等割と併せて、それぞれの徴収方法(特別徴収や普通徴収)により森林環境税(1人年額1,000円)を納めていただきます。令和6年度税額決定通知書等をご確認ください。

個人住民税均等割(年額)の内訳(※個人住民税は均等割の他に所得割が掛かります)

■令和5年度まで

住民税均等割	引き上げ※	1,000円
	県民税	1,000円
	市民税	3,000円
とちぎ元気な森づくり税		700円
合計		5,700円



■令和6年度から

国税	森林環境税	1,000円
住民税均等割	県民税	1,000円
	市民税	3,000円
とちぎ元気な森づくり税		700円
合計		5,700円

※東日本大震災復興に関わる防災対策のための均等割額の引き上げは令和5年度で終了します。

森林環境税の非課税要件

- ①生活扶助を受けている人。
- ②障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で前年所得135万円以下の人。
- ③前年の合計所得金額が政令で定める金額以下の人。

マイナンバー税

大戸川

納税メモ

長寿計画

特定健診

共済会

市民のひろば

みんなの健康

お知らせ

クレーンヤカミ